

我が国意匠法における意匠の開示に関する規定

(1) 意匠法による規定

① 意匠法第 6 条

(意匠登録出願)

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

三 意匠に係る物品

2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 第一項第三号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

4 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。

6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

(2)意匠法施行規則による規定

①意匠法施行規則第 2 条

(願書の様式)

第二条 願書(次項から第四項までの願書を除く。)は、様式第二により作成しなければならない。

2 意匠法第十条の二第一項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第三により作成しなければならない。

3 意匠法第十三条第一項又は第二項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第四により作成しなければならない。

4 意匠法第十七条の三第一項に規定する意匠登録出願についての願書は、様式第五により作成しなければならない。

5 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九条に規定する特定研究開発等成果に係る意匠登録出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。

②意匠法施行規則第 3 条

(図面の様式)

第三条 願書に添付すべき図面は、様式第六により作成しなければならない。

③意匠法施行規則第 4 条

(図面の代用)

第四条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えて写真を提出することができる場合は、写真により意匠が明瞭に現される場合とする。

2 写真を提出するときは、様式第七によらなければならない。

④意匠法施行規則第 5 条

第五条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えてひな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものである場合とする。

- 一 こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの
- 二 取扱い又は保存に不便でないもの
- 三 次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの
- 四 その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものとすることを妨げない。

2 ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第八により作成した用紙をその袋にはり付けなければならない。この場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出するときは、その布地又は紙地をセミリメートル以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。

⑤意匠法施行規則様式第2(図面等の関連部分抜粋)

様式第2(第2条関係)

[備考]

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「【】及び「」」を用いるときを除く。)

5~38 ~中略~

- 39 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。
- 40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。
- 41 意匠法第6条第3項、第4項及び第7項に規定する場合は、「【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。
- 42 意匠法第6条第5項の規定により色彩を省略するときは、「【意匠の説明】」の欄に同条第6項の規定により記載すべき事項を記載する。
- 43 「【意匠に係る物品の説明】」及び「【意匠の説明】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。

⑥意匠法施行規則様式第 6

様式第6(第3条関係)

【書類名】 図面

[備考]

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス(黄色又は薄い赤色のものを除く。)、白色画用紙、白色上質紙又は印画紙を縦長にして用いる。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左に2cmをとるものとする。
- 3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 4 図面は、濃墨、黒色インキ又は容易に変色若しくは退色しない絵の具で鮮明に描くか、あるいは複写等により鮮明で容易に消すことができないように作成するものとし、鉛筆、インキ(黒色のものを除く。)、クレヨンを使用したもの又は謄写したものであつてはならない。
- 5 線の太さは、実線及び破線にあつては約0.4mm(切断面を表す平行斜線にあつては約0.2mm、鎖線にあつては約0.2mmとする。
- 6 図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはならない。
- 7 図形(参考図の図形を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 8 立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組として記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底面図

- 9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)であつて、次の表の左の欄に掲げるものを記載する場合には、その右の欄に掲げる図の全部又は一部を省略してもよい。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- 10 平面的なものを表す図面は、各図同一縮尺により作成した表面図及び裏面図をもつて一組とし、原則として一組の図面は1枚の用紙に記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図(意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。)において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 12 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地のものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 13 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠が明らかに分かる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略してもよい。この場合、その省略個所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示し、かつ、その旨およびその省略個所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。
- 15 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断個所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。

- 16 部分拡大図を描くときは、その拡大箇所を当該部分拡大図のものの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。
- 17 符号は、ローマ字(大文字に限る。)若しくはアラビア数字又はこれらの組み合わせからなる記号を用いる。
- 18 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほか、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び14の図を加える。
- 19 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 20 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【○○断面図】」、「【○○切断部端面図】」、「【○○拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。
- 22 書類名及び図の表示の文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」、及び「▼」は用いてはならない(欄名及び図の表示の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。)
- 23 一図は、複数ページにわたつて記載してはならず、また、図を横に並べて描いてはならない。
- 24 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。
- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
 - ロ 外周の外表面、内表面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さず、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。
- ハ 外周の外表面、内表面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2

以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

⑦意匠法施行規則様式第 7

様式第7(第4条関係)

【書類名】 写真

[備考]

- 1 写真は、意匠登録を受けようとする意匠を現した画像以外に他のものを入らないものとする。
- 2 写真は、折つてはならない。
- 3 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとする。
- 4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

⑧意匠法施行規則様式第 8

様式第8(第5条関係)

【書類名】 見本

意匠登録出願人の氏名(名称)		出願番号	
意匠に係る物品		出願日	

[備考]

- 1 「【書類名】」の欄には、ひな形を提出するときは「ひな形」と記載する。
- 2 見本又はひな形は、丈夫な袋に納め、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさの紙をこの袋にはり付ける。複数の見本又はひな形を提出するときは、各見本又はひな形単位に袋に納め、その見本又はひな形に応じた表示を記載した紙を袋にはり付ける。この場合において、見本又はひな形に応じた表示は、紙の上に記載し、かつ、複数の見本又はひな形の表示が同一とならないようにする。
- 3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 4 「意匠登録出願人の氏名(名称)」等の欄の記載は、紙の下にし、「出願番号」及び「出願日」の欄には記載しない。ただし、複数の見本(ひな形)を提出するときは、2枚目以降には当該記載は省略できる。
- 5 その他は、様式第6の備考2、3及び22と同様とする。